

第4回入札制度等検証委員会
会議録

四 條 畷 市

1 令和4年2月1日 午後1時00分 四條畷市役所 東別館第二付属棟1階 大会議室において、第4回入札制度等検証委員会を開催する。

2 出席者

四條畷市長		東修平
四條畷市入札制度等検証委員会 委員長		田中秀明
四條畷市入札制度等検証委員会 副委員長		山形康郎

欠席者

四條畷市入札制度等検証委員会 委員		菊池健太郎
-------------------	--	-------

3 事務局出席者

総合政策部長兼 魅力創造室長	西尾佳岐
総合政策部次長兼 秘書政策課長	木下順代
秘書政策課課長代理	松木田智美
秘書政策課主査	安田直由

4 規則第3条第4項の規定に基づく関係者

調査員	栗本知子 (オンライン)
調査員	和田健
調査員	若林直樹
総務課長	浅倉裕次
総務課主任	上田仁志
総務課事務職員	園田直樹

5 会議録作成者

秘書政策課課長代理	松木田智美
-----------	-------

6 案件

- (1) 報告書について
- (2) その他

<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>本日は、公私ご多用のところご出席をいただきありがとうございます。お時間となりましたので、ただいまから、第4回四條畷市入札制度等検証委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日、司会を務めさせていただきます事務局の木下でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、定足数の確認についてご報告いたします。本日は、委員3名中2名の委員にご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、会議が成立しております。なお、欠席されている菊池委員からは、体調不良のため、本日の会議は出席できない旨、ご連絡をいただいております。</p> <p>本委員会の会議は、非公開情報を取り扱うなど、公開での審議が難しいと思われる場合以外は公開することが決まっております。現在、傍聴者の方はおられません。今後、傍聴者の方がお見えになられた場合、田中委員長、会議はそのまま傍聴していただいてもよろしいでしょうか。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>公開しても審議に差し支えないと考えますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。</p>
<p>山形副委員長</p>	<p>特に非公開にする等の意見はございません。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>それでは、会議は公開したいと思います。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、これ以降の会議の進行につきましては田中委員長にお願いいたします。田中委員長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>分かりました。本日も皆さまのご協力のもと、審議を円滑に進行してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>案件に入る前に、四條畷市入札制度等検証委員会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の議事に関係ある者として調査員、総務課職員の出席を求めます。</p>
<p>総合政策部次長兼</p>	<p>承知いたしました。調査員、総務課職員については、既に入室して</p>

秘書政策課長	<p>おりますのでご報告申し上げます。</p> <p>調査員、総務課職員の順番で、それぞれ自己紹介をお願いいたします。</p>
和田調査員	<p>調査員の和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
若林調査員	<p>同じく調査員の若林です。よろしくお願いいたします。</p>
栗本調査員	<p>同じく調査員の栗本です。よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>総務課長の浅倉でございます。本日はよろしくお願いいたします。</p>
総務課主任	<p>総務課、上田と申します。よろしくお願い致します。</p>
総務課事務職員	<p>総務課の園田と申します。よろしくお願い致します。</p>
田中委員長	<p>それでは、案件1の報告書についてです。調査員は、報告書について、内容の説明をお願いいたします。</p>
和田調査員	<p>そうしましたら、調査員の和田から報告書の概要についてご報告させていただきます。</p> <p>初めに、全体の構成について確認させていただきます。目次のページをご覧ください。</p> <p>まず、「要旨」として全体の内容を記載した上で、「第1 はじめに」というところで、今回の委員会の設置及び調査等に関する端緒について記載をしております。</p> <p>第2として「検証の体制及び方法等」ということで、当委員会の構成及び検証期間、調査の方法等について記載をしております。</p> <p>「第3 経緯と仕組み」といたしまして、当市における入札制度に関するこれまでの改正の経緯、それから現状の制度の概要について記載をしております。</p> <p>続いて、第4「現状の分析及び課題の整理」として、第3で確認いたしました概要を踏まえて、現状についての分析及び乗り越えるべき課題について簡単に整理をしております。</p> <p>続いて、第5として、第4の分析及び整理を踏まえまして、改革案の具体的な提言を行い、「第6 おわりに」という形で本書の取扱い及び今後の方向性について記載をしております。</p> <p>1ページ目の「要旨」をご覧ください。この「要旨」の内容として、</p>

<p>和田調査員</p>	<p>本報告書の全体像を簡単にまとめた形で提示をしております。</p> <p>まず、本報告書の報告の前提としての本委員会の設置の経緯ですが、令和3年7月の給食センターの事案を契機として、入札制度等全体の見直しを図るということで設置され、調査を進めてまいりました。限られた時間内の検証ではございましたけれども、法令違反及び不適切な事案というものを直接に確認したわけではないということは、はっきりと明記しておければと思っております。</p> <p>他方、法令等を遵守するだけでよい調達が実現できるというわけではございませんので、住民福祉の向上のために、最少の経費で効果的に行政目的を達成すること、すなわちVFMを高める、Value for Moneyを高めていくということが求められるということを指摘しております。それを実現するためにどうすべきかというところで、具体的な提案として、人員・組織・体制の拡充、競争性を向上させるための入札制度の見直し、プロセス評価・内部統制その他の整備に分けて、大きく3つの項目について提言をしております。</p> <p>続きまして、「第1 はじめに」というところですが、こちらについては形式的なところになりますので省略させていただきます。本報告書の構成としては、先ほどご説明をしたとおりです。</p> <p>「第2 検証の体制及び方法等」、報告書案の4ページ以降になりますけれども、当委員会の構成として、委員及び調査員について記載をしております。調査及び検証の方針としては、契機としては具体的な事案、給食センターの事案を契機としたものではありませんけれども、個別事案に関して深く掘り下げていくというよりは、全体の傾向性を踏まえた上で提言につなげていくと、そのための調査を行っていくということを記載しております。</p> <p>5ページめ、4番の調査方法ですが、大きく分けて5点調査を行っております。</p> <p>契約担当のヒアリングとして、まず、本日もご出席いただいておりますが、契約事務を担当する総務課の職員の方に対してヒアリングを行い、全体像についての把握を当初行っております。これについては調査開始当初のヒアリングだけではなく、随時ほかの調査を進めていく中で分析を深めていく、あるいは認識のすり合わせを行っていくといったことのために、繰り返しヒアリングをさせていただいております。</p> <p>資料調査といたしましては、令和2年度の契約案件については網羅的な確認を行っております。</p> <p>その資料調査の内容を踏まえまして、(3)原課ヒアリングとして、これまで各種の契約事務、調達を行っている原課に対してヒアリン</p>
--------------	--

和田調査員

グを行っております。

(4)の事業者アンケート及びヒアリングとして、発注側だけではなく、相手方事業者に対して制度の現状及び改善点等について意見を求めるためにアンケートを行いまして、そのアンケート結果を踏まえてヒアリングを行っております。アンケートの内容につきましては、本報告書末尾の添付資料1及び2のとおりです。それから、職員アンケート及びヒアリングとして、同じく職員に対してもアンケートを行いまして、契約事務に関してのご意見等を求めています。これについては添付資料3のとおりです。

続きまして、7ページめ以降ですけれども、「第3 経緯と仕組み」としまして、入札や調達に関する本市におけるこれまでの経緯を記載しております。まず、過去の問題事案として、平成11年及び平成12年に発生した不適正な処理について記載しております。これを契機としまして、主にその後、不正の防止ということを主眼として入札制度の改正が行われてきたという、その経緯について、(2)の中で平成12年以降の分について記載をしております。

続きまして、(3)として、9ページめ以降になりますけれども、当委員会設置の契機となった平成30年度の事案についても簡単に記載をさせていただいております。

10ページめ以降においては、本市の現状の組織・体制についての概要を簡単に記載しております。

(1)としては、まず、契約事務に関与する部署・組織についてというところです。総務課が契約事務を総括しているということで、今回の調査に当たっても適宜協力をしながら進めさせていただいております。以下、調達を行う原課との関係、各種委員会・審査会についても概要を記載しております。

14ページめ以降では、公共調達の方法として、まず、(1)として地方公共団体における公共調達全般についての記載をしております。

(2)以降で、15ページからになりますけれども、本市における公共調達の方法について、その内容をまとめております。発注業務の種類及び発注金額、設計金額に応じて調達方法が定まるというような形を一覧表として記載しているところです。

19ページ以降ですけれども、(3)として、契約の種類別の契約件数・金額として、それぞれの類型ごとの契約の件数、金額、このボリューム感を示しております。

具体的な公共調達を行うに当たっての各種の調達事務のフローについては、21ページ以降、(4)において示しているところとなり

ます。

これら現状の概要を踏まえまして、26ページ以降、第4というところで分析及び課題の整理を行っております。

まず、1番「組織・体制」というところですがけれども、契約担当課として総務課があります。総務課の課題として指摘させていただいておりますのは、主には人員数及び人員体制の問題ですとか、またその人員の問題に伴うところではございますけれども、属人的な業務処理というものがどうしても出てきてしまう、なかなか人事異動を定期的に行っていくということが難しくなっているという部分を指摘しております。

契約担当課と原課との関係というところにつきましては、(2)の原課のところとも重なるところではございますけれども、原課における契約事務について必ずしも特定の規則、運用方法等が定まっているわけではなく、また、業務処理についての統一的な方法というものが明確になっていないところがある中で、原課ごとに契約事務の処理能力について、偏りができてしまっている場合があること、そういった中で、発注のための準備作業、これが必ずしも適正に行われていない場合があり得る、適正に行うということが担保されないという状況が一部に見られるということを指摘しております。

また、それに伴う課題として、準備業務が適正に行われなかったことによって、実質的な競争の参加ができないという状況があるということも課題として挙げさせていただいております。

28ページの(2)イ、原課の状況というところですがけれども、ここについては幾つかの原課の状況を具体的に取り上げまして、各原課においてどういった形で契約事務が処理されているのかという、契約事務の処理状況及び体制等について記載をさせていただいております。

本文にも記載しておりますが、あくまでも一例として取り上げているだけでございまして、ここに取り上げている原課について特に問題があると、あるいは取り上げていないところについて何か問題があったというわけではないということは付言しておきます。

29ページ以降ですがけれども、(3)各種委員会・審査会について記載をしております。こちらについては、先ほど概要で挙げたとおりになるんですがけれども、事前の審査等のためにかなりの数の委員会等が設置されておるんですがけれども、構成員等の多くが共通しているということ、また、大半は機械的な判断が行われる場となっているところがございますので、これらについての効率化等々を行う必要があるということも課題として挙げさせていただいております。

ります。また、事後的なプロセスの検証等についてのための委員会、審査会等がないということも課題となっております。

30ページ以降の2番のところでは、入札・契約等に関する制度、この各種制度の中の類型、特性を指摘して課題を整理しております。

まず、(1)のア(ア)というところで、一般競争入札及び公募型指名競争入札のうち工事案件についてとなります。

工事案件については、特徴的なものとして、最低制限価格が事前公表となっている関係で、最低制限価格への張りつき入札が常態化しておりまして、くじにより落札者が決定されるということが常態化しているということがございます。

これによりまして、積算能力の向上であったり、技術力の向上といったところへの業者のモチベーションが上がっていかないということが課題として挙げられまして、この状況をどのように変えていくかというところが一つ大きな問題となるということを指摘させていただきます。

それから32ページ、(イ)のコンサルティング・業務委託ですけれども、こちらについては、これは工事業者のところも同様の状況はあるんですが、辞退者が複数出て1者入札となっているような事案というものが複数見られるということがございます。これについても、準備作業等を適切に行って実質的な競争が行われるよう、競争環境を確保するということが課題として挙げられております。

(ウ)の物品につきましては、必ずしも物品のみについての明確な課題というわけではないんですけれども、やはり業者の応募がなく、また、予定価格と見合わずに不調となる事例、辞退者が出る事例というところがございますので、これについては適切な条件の設定、準備作業の徹底というところが必要になるということも課題として挙げております。

33ページのイの指名競争入札ですけれども、これについては、当市における公共調達の方法全般について先ほど申し上げましたとおり、金額ベースで機械的に特定の業務の発注を指名競争入札にかけるといったことが決められていることから、必ずしも指名競争入札に適した案件ではないにもかかわらず、指名競争入札になってしまっている事例が見受けられる。それによって、結果、形式上5者以上を指名していますけれども、複数業者が辞退して、実質1者入札になってしまうというような事例が多発しておりまして、これは指名競争入札の対象をどのように設定するかということについて検討する必要があるということも課題として挙げております。

ウの随意契約、33ページ以降ですけれども、(ア)として、まず

和田調査員

はプロポーザル方式以外のものについて指摘をしております。これについては、先行契約に付随する形で、多数の派生契約について先行契約を発注した相手方にそのまま随意契約で発注をかけるという事例が多発しております。これについて、案件ごとの発注単位の設定、適宜分離・分散した上で発注をかけるということや、また、先行契約の発注をかける際に、派生契約についても考慮した上で適切な選定方法を考える必要があるということ課題として挙げております。

34ページ以降の(イ)のプロポーザル方式ですけれども、プロポーザル方式の事業者の選定につきましては、一定程度活用が図られているところではございますが、プロポーザル方式を採用するか否かというところについて、一部基準は定められてはいるものの、裁量に任せられている部分、あるいは総務課等が関与しないところで決定されるものというものも多分でございます。

そういった中で、プロポーザル方式が、適切に対象が選択されているのかどうか、もっと拡大する余地があるのかないのかといったところも含めて、きちんと検討がされるような状況を確認する必要があるということ課題として挙げさせていただいております。

35ページ以降では、(2)不調案件の状況について記載をしております。近年増加傾向にあるというところですが、36ページにおいて、不調案件となった原因について記載をしておりますが、明確な原因というものが、これは一律に定まるわけではないんですが、ヒアリング等の中に出てきた意見としましては、予算要求との関係であるとか、あるいはそもそも適切に参加者を確保することができないような条件で発注してしまった、あるいは前提条件となるような費用等の関係が募集時と入札時で異なってきたというような状況についての指摘がなされておりました。

(3)としまして、36ページ以降、施工完了直後に実施する事業者に対する評価について記載をしております。工事関係の業者については施工状況についての評価がなされているんですが、ほかの業種についてはなされていないということ、また、工事関係の業者についても、個別のフィードバックであるとか入札参加資格の等級別格付の反映のみへの活用に関わっているというところがございます。

37ページ以降、5番のところ課題の整理をしております。こちらについては、先ほど現状の分析の中でまとめて述べているところでございますので、口頭の報告の中では割愛させていただきます。

42ページ以降、第5として「改革の方針及び提言」をしております

す。

改革の基本方針として、先ほど要旨のところでも述べたところでございますけれども、法令の遵守、適正な業務の遂行、公平公正な入札の実施ということは大前提といたしまして、今後様々な公共調達が生み出されてくるという状況の中で、VFMをどのように高めていくかというところを検討していく必要がある、そのための改正、改善、当市についての提案をしていくということを述べております。

43ページ以降で具体的な改善・改革の提言を行っております。

(1)として、人員・組織・体制の拡充。まず、各提言の中で、それぞれ早期に対応すべきものと中長期的な対応を要するものに分けてございます。人員・組織・体制の拡充の中で早期に対応すべきものとしては、人員の拡充・適切な配置、研修の実施及びマニュアル等の整備、それから業務フローの洗い出し及び見直し、委員会・審査会等の統廃合といったことを挙げさせていただいております。これらについては、ほかの改革を進めていくに当たっての基礎となるところでございますので、早期に対応すべきものとして指摘をさせていただいておりますが、必ずしも早期に完了するというのではなく、引き続き中長期的な取組みも含めて行っていく必要があると、着手、取組の開始自体を早期に行う必要があるという趣旨で早期に対応すべきものというところに記載をしております。

中長期的な対応を要するものとして、調達契約を専門的に担う部署の設置、また、有識者で構成される審査・助言委員会等の設置ということに記載をしております。これについてはアの早期に対応すべきものとも関わるところでございますが、それを補完するような形で適切に全体的な改正の方向について進めていくことができる、改正を止めずに改革を進めていくことができる部署を、責任を持って設置するという、それから、内部のリソース不足を補うためにも外部の有識者等の導入を適切に図るということに記載をしております。

45ページ以降の(2)として、競争性を向上させるための入札制度等の見直しについて記載をしております。これについても早期に対応すべきもの、それから中長期的に対応すべきものと分けて記載をしております。

早期に対応すべきものとしては、(ア)最低制限価格の事後公表への転換をまず挙げております。これは主として先ほどの工事案件のくじ落札の常態化というところに対応するためということになってまいります。なかなか抜本的に全てを一度に変えるということは難しいところですが、一定の範囲を区切った上で順次改正を進めてい

<p>和田調査員</p>	<p>くと、その上で関係者、業者含めて状況を分析し、意見を聞きつつ、適宜改正を進めていくべきであるということを記載しております。</p> <p>(イ)としては入札条件の見直し、(ウ)として募集準備業務の適正化ということを挙げております。(エ)のRFIの事前提出、事業者の登録とも重なるところでございますが、これらについては入札を行う前の準備段階の作業として、各原課の契約事務に関する処理能力の向上を図った上で、適切な競争参加者を確保するための事前準備をきちんと行っていくという目的で提言をしております。</p> <p>(オ)として、効果的な調達を行うための弾力的な予算編成ということですが、ここは不調案件のところでも触れたところではございますが、一律のシーリング等がかかる中で必要な契約、調達を行うことができなくなってしまうという状況があるということですので、その対応を記載しております。</p> <p>財源の縛りがある中で予算の削減はもちろん必要なことではございますけれども、その中で必要なところに必要な裁量を付与して、公共調達に係る各原課において主体的に適切な予算配分を行っていくような仕組みをつくっていく必要があるということを提言しております。</p> <p>中長期的な対応を要するものとして、入札区分や契約方法の見直し、また、共同調達の検討・推進ということを記載しております。</p> <p>49ページ以降ですけれども、(3)として、評価・内部統制・その他の整備について記載をしております。これについては、(1)(2)の改正を行っていく中で、これまで実施してきた不正事案の防止というところについて、きちんと対応していくと、引き続き改革を進めつつも、そちらについてもおろそかにしないという趣旨も込めまして、内部統制、内部のプロセスについての監視監督、牽制をきちんと働かせていくという視点から記載をしております。</p> <p>具体的な提案としましては、(ア)として重要な調達・契約案件についての事後検証を行っていくということ、(イ)として内部統制制度の整備を行っていくということ、これについては自治法等で政令市、中核市等に導入されているような制度と同じものを必ずしも導入するという趣旨ではなく、本市の実情に応じて必要な範囲での内部統制制度の整備を行っていくということを提言しております。</p> <p>イとして、中長期的な対応を要するものとして、電子入札システムの導入についても指摘しておりますが、これについては予算の関係等もあるかと思しますので、今後必要な取組を進めていき、導入に向けての検討を行っていくべきであるということを指摘しております。</p>
--------------	--

和田調査員	<p>最後に、51ページ以降ですが、「第6 おわりに」ということでまとめの記載をしております。これについては、本報告書の性質、また、本報告書での改善提案を受けた今後の対応等の在り方について記載をしているところでございます。報告の内容としては以上になります。</p>
田中委員長	<p>説明をどうもありがとうございました。</p> <p>それでは、報告書の内容について、章で区切って議論をしていきたいと思えます。</p> <p>最初に、「要旨」から「第3章 経緯と仕組み」までについて、ご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。</p>
山形副委員長	<p>特にないかと思います。前半の部分ということですね、第1、第2、第3。</p>
田中委員長	<p>はい。</p>
山形副委員長	<p>はい、結構かと思えます。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に、4章について、ご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>では、続きまして、5章はいかがでしょう。</p>
山形副委員長	<p>そうですね、ある程度意見交換をしながらここまできていますので、私の認識も含めて反映はできているのではないかなというふうには思えます。</p>
田中委員長	<p>続きまして、最後の第6章の部分、短いですがけれども、よろしいでしょうか。</p>
山形副委員長	<p>私のほうからは、書いたものと重なってはきまずけれども、調達をよりよいものにしていくという観点と、それから一方で市民の目から見ても透明性があるって、不祥事等が起きないようにしていくものと、両立するのは非常に難しいことではありますけれども、両方</p>

山形副委員長	<p>の課題を両輪として、どちらがというのではなくて、どちらも目配りをしながら、また一方で皆が両方を認識しながら進めていくことができるようにという気持ちが「おわりに」のところでも反映していただけているのではないのかなというふうに感じています。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。まさにそれが調達の課題であると認識しております。</p> <p>市役所並びに総務課のほうから特に事実の誤り、加筆・訂正あれば、また、せっかくの機会ですから、ご意見等も含めて一言いただければと思います。</p>
総務課長	<p>ここまでいろんなことを検証していただき、誠にありがとうございます。総務課のほうでも確認をさせていただきましたので、特にここが誤っているとかいうことはないのかなと。これからというところになると思うんですけども、そちらのほうについて、ちょっと私らが本当にどう進めていくべきかというところはちょっと重く受け止めているところでございます。修正等はございません。</p>
田中委員長	<p>ありがとうございます。それでは、報告書は基本的にこれで確定させていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>もし、日本語の「てにをは」のような誤りがあった場合は、これは委員長預かりにさせていただきたいと思いますが、基本的な内容についてはこれで確定させていただくということではよろしいでしょうか。</p> <p>(異議等なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、本報告書をこの形で確定させていただきたいと思います。</p> <p>次に、案件2、その他に入ります。事務局から何かありますでしょうか。</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>案件としてはございませんが、本日確定していただきました報告書を答申書として市長にご提出いただきたいと思います。申し訳ございませんが、準備のため、20分程度お時間を取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>

田中委員長	<p>分かりました。答申書の準備ができるまで、暫時休憩といたします。</p> <p>(暫時休憩後、再開)</p>
総合政策部次長兼 秘書政策課長	委員の皆さま、大変お待たせいたしました。答申書のご準備ができましたので、田中委員長、会議の再開をお願いします。
田中委員長	分かりました。会議を再開いたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	<p>それでは、答申を行っていただきたいと思います。田中委員長、東市長は中央までご移動願います。</p> <p>(移動)</p>
	田中委員長、答申書を東市長にお渡しください。
田中委員長	令和3年10月1日付け睨政秘第1395号で諮問があった標題の件について、四條睨市入札制度等検証委員会条例第2条の規定により、別紙のとおり答申いたします。よろしく願いいたします。
総合政策部次長兼 秘書政策課長	それでは、東市長からご挨拶申し上げます。
市長	<p>改めまして、このたび答申をいただきまして、各委員の皆さま、調査員の皆さま、本当にありがとうございました。</p> <p>10月1日に諮問をさせていただいてから、4か月の長きにわたることとなりました。報告書の内容をこれから実行していくことが私の責務だと思っております。様々な検証をしていただいた上で、多くのご提言を盛り込んでいただいております。それら一つひとつを、どういった順序で進めていくのか、何を成し遂げていくのか、これを庁内一丸となって検討した上で、1年、2年、3年、4年、5年と年月を重ねた先には、報告書を出してよかった、答申をしてよかったとだけいただけるような組織に変わっていけるように、誠心誠意頑張ってまいりたいと思います。</p> <p>重ねてになりますが、委員長をはじめ委員の皆さま、調査員の皆さまに再度お礼を申し上げまして、私からのお礼の挨拶に代えさせていただきます。このたびは本当にありがとうございました。</p>

<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>答申が終わりましたので、田中委員長、閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>田中委員長</p>	<p>まず、本日この報告書をまとめることができまして、大変うれしく思っています。皆さまのご協力のたまものだと思っております。山形委員、そして、残念ながら本日は欠席されております菊池委員、両委員のご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>また、具体的な検証、調査をしていただいた栗本先生、若林先生、和田先生、本当にありがとうございました。この3名のご尽力とご協力がなければ、報告書はまとまらなかったと思います。</p> <p>そして、最後になりまして恐縮ですけれども、四條畷市の職員の皆さま、なかんずく総務課の皆さまについては、いろいろデータなり資料をお願いしましたが、お忙しい中、快く引き受けていただきまして、本当にありがとうございました。総務課の皆さんの協力がなければこの報告書はまとまらなかったと思います。</p> <p>この報告書はまとまりましたけれども、具体的な取組みはこれからであると思います。もちろんこれは我々外部の委員としての助言ですので、具体的な実施に当たっては色々な問題も出てくると思います。報告書に記載されたことがそう簡単には実現できるというわけではありませんが、ぜひ可能な範囲内で一步一步前に進めていただければと思います。関係者の皆さま、本当にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
<p>総合政策部次長兼 秘書政策課長</p>	<p>田中委員長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、第4回四條畷市入札制度等検証委員会を閉会いたしたいと思います。ありがとうございました。</p>